

議案第29号

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年3月16日(月)

総務部人事課
教育委員会教育総務課

1 改正を必要とする条例

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
(令和元年条例第21号)

2 改正の趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における教員の処遇の改善を図るため、部活動指導手当の見直しが行われることとなった。

本市においても、小中学校講師に対して当該措置を講ずるため、また、滋賀県での国民スポーツ大会等の閉会に伴う所要の改正を行うため、上記条例の一部を改正するもの。

3 改正内容

(1) 部活動指導に対する教員特殊業務手当

規定	現行	R8.4.1～	備考
本則	2,700円	3,900円	3時間程度従事した場合に支給
附則(特例)	3,600円	廃止	大会、対外練習試合等で4時間以上従事した場合に支給

※ 特例期間は、滋賀県で開催される国民スポーツ大会等の開催年度の末日まで

(2) 滋賀県で開催される国民スポーツ大会等に従事する職員の特例

滋賀県で開催される国民スポーツ大会等の閉会に伴い、廃止する。

4 施行期日

令和8年4月1日